

第三章 基本的施策

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、**住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）**が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、**地域スポーツクラブ**その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

スポーツ推進委員協議会では無く、「地域スポーツクラブ」となっています。

県や市町村の財政が厳しい中で、総合型地域スポーツクラブへのt o t oの補助金は、年々増加しています。

国は、総合型地域スポーツクラブへのシフトを基本法の中で謳っています。

今後の、方向性を協議会としてもクラブとしても、検討する必要が有る！